

○ 人事院規則九一八―五七（人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則） 新旧
 対照表（附則第三項関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改 正 後

附 則

（初任給に関する経過措置）

5 規則九一―三七（平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例）の施行の日から平成二十六年十二月三十一日までの間に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九一八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者（平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）において三十八歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となった者が特定職員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調

改 正 前

附 則

（初任給に関する経過措置）

5 平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号俸の決定について規則九一八第十四条から第十六条までの規定の適用を受けることとなる者（同日において三十八歳に満たない職員を除く。）のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号俸（以下この項において「特定号俸」という。）の号数から同規則第十二条第一項の規定による号俸（同規則第十四条第一項の規定により初任給基準表の初任給欄の号俸とすることができることとされている号俸を除く。）の号数を減じた数を四（新たに職員となった者が特定職員（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同規則第三十六条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。）であるときは、三）で除して得た数の年数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成二十二年一月一日前となるものの採用日における号俸は、同規則第十四条から第十六条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあつては、同年の翌年の一月一日）以後である場合にあつては、同年の翌年の一月一日）の翌日

整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における同規則第三十四条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで
- 二 調整日において四十六歳に満たない職員（次号及び第四号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで
- 三 調整日において四十五歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで
- 四 調整日において四十歳に満たない職員 平成十九年一月一日

から採用日までの間における同規則第三十四条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号俸の号数から減じて得た号数の号俸とする。

- 一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 平成十九年一月一日から平成二十二年一月一日まで
- 二 調整日において四十六歳に満たない職員（次号及び第四号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十一年一月一日まで
- 三 調整日において四十五歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成十九年一月一日から平成二十年一月一日まで
- 四 調整日において四十歳に満たない職員 平成十九年一月一日